

## 開 議

○浅野敏明議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員はございません。

よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

なお、齋藤環樹副市長より早退させてほしい旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

ここで、本日の本会議運営について、議会運営委員会の報告を求めます。

蒲生光男議会運営委員長。

(蒲生光男議会運営委員長登壇)

○蒲生光男議会運営委員長 おはようございます。

本日の本会議運営について、先ほど議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告いたします。

初めに、11月24日の本会議において、各常任委員会及び予算特別委員会に付託されました議案等の審査結果を各常任委員会委員長、予算特別委員会委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、本日の追加提案されます議案について申し上げます。

追加議案は、議事日程第4号のとおり、一般議案2件、予算案5件であります。

追加議案の審議につきましては、付託議案の表決終了後に、議長から委員会付託を省略し、全員による審議を諮っていただき、決定後、提案説明を受け、1件ごとに質疑、討論、表決を行います。

全議案の審議終了後、議長から挨拶を受けて、定例会を閉会することといたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○浅野敏明議長 本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、配付しております議事日程第4号をもって進めます。

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

### 日程第1 議案第66号 指定管理者の指定について外10件

○浅野敏明議長 日程第1、議案第66号 指定管理者の指定についてから、日程第11、議案第76号 令和4年度長井市下水道事業会計補正予算第3号までの11件を一括議題といたします。

### 総務常任委員会審査報告

○浅野敏明議長 初めに、総務常任委員会の審査の報告を求めます。

赤間泰広総務常任委員長。

(赤間泰広総務常任委員長登壇)

○赤間瀧広総務常任委員長 おはようございます。総務常任委員会審査報告をさせていただきます。

令和4年12月市議会定例会において、総務常任委員会に付託になりました議案6件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月1日に開催し、委員全員出席の下、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第66号 指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、ニッケアウデオSAD株式会社を指定管理者に指定し、長井市遊びと学びの交流施

設「くるんと」の管理を行わせるため、提案されたものであります。

主な質疑について申し上げます。委員からは、現在は図書館運営委員会が行政側との調整等を行っているが、複合施設の図書館及び子育て施設にも同様の委員会が設置されるのかとの質疑がなされ、地域づくり推進課長からは、長井市遊びと学びの交流施設条例の第17条で、長井市遊びと学びの交流施設運営協議会を設置すると定めており、協議会が中心となって施設運営や事業計画に関する協議や行政側との調整を図っていく予定であるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、指定管理者候補選定委員会で、ニッケアウデオSAD株式会社が非公募1者で決まった理由は何かとの質疑がなされ、地域づくり推進課長からは、長井市遊びと学びの交流施設「くるんと」整備事業プロジェクトの統括は、グンゼ開発株式会社であるが、ニッケアウデオSAD株式会社は、当該プロジェクトの企画・監修チームとして参画し、屋内遊戯施設の開発及び運営に関する企画提案、施設全体に対する運営管理等に関する企画提案等に関わるほか、大型書店の開発建設事業管理等の業務実績がある法人であり、庁内に設置する指名審査委員会で、非公募プロポーザル方式のプレゼンテーション対象者として当該事業者1者を指名している。また、当該事業者は、指定管理者候補選定委員会の審査において合格点を満たしたことから選定したものであるとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、ニッケアウデオSAD株式会社にTSUTAYA事業部があるが、書籍の購入など、今後TSUTAYA事業部との関わりは出てくるのかとの質疑がなされ、地域づくり推進課長からは、書籍については、これまでどおり株式会社図書館流通センター経由での購入を想定しているとの答弁を受けたところ

であります。

また、委員からは、現在の図書館にも職員がいるが、交流施設における職員の雇用についての考えはどの質疑がなされ、地域づくり推進課長からは、指定管理者候補選定委員会において、ニッケアウデオSAD株式会社からは、職員の採用については、長井市中心に地元からの採用を考えていると提案をいただいているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、令和5年8月からの指定管理だが、9か月前に選定する理由はどの質疑がなされ、地域づくり推進課長からは、4月から引越し作業や稼働に向けた準備を進める必要がある。運用面など、指定管理者との調整期間を相当要することから、11月に指定管理者を選定した。前例として、旧長井小学校第一校舎も同様に準備期間を設けて調整し、稼働をしているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第67号 長井市職員の高齢者部分休業に関する条例の設定について申し上げます。

本案は、高齢期職員の働き方、ニーズに対応するため、高齢者部分休業制度を新たに設けるため、提案されたものであります。

主な質疑について申し上げます。委員からは、高齢者部分休業制度で取得できる職員は60歳としているが、満年齢60歳の前日から取得できるのか。翌年の4月1日から取得できるのかとの質疑がなされ、総務課長からは、60歳に達した日以降から取得できるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、全国的には高齢者部分休業制度を55歳から導入している例もあるが、本市が導入しなかった理由は何かとの質疑がなされ、総務課長からは、55歳からの取得可能とした場合、業務に多大な影響が出ることから、導入をしてこなかったが、このたびの定年の引上

げに伴い、導入することになったとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、取得できる時間が5分単位である理由は何か。また、減額する場合も5分単位となるのかとの質疑がなされ、総務課長からは、職員の勤務時間が8時30分から17時15分までとなっているため、5分単位としている。減額については、分単位で1か月間積み上げ、30分以上で1時間の減額、29分以下であれば減額なしとなるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、取得の申請方法について、いつまでに、誰に申請して、誰の許可を得るのか。例えば前の日に申請することなどもできるのかとの質疑がなされ、総務課長からは、現在規則で定めるよう検討しているが、任命権者から決裁をもらうことを考えている。年次有給休暇や特別休暇と違い、基本的には年単位など、長期的な期間で考えているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、高齢者の諸事情への対応で導入するわけだが、期間が長く、非常に使い勝手が悪いと感じるが、もう少しフレキシブルな対応ができないものかとの質疑がなされ、総務課長からは、基本的には長期的な期間でと考えているが、特殊な事情も考えられるため、月単位にするなど、今後柔軟な対応を検討していきたいとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第69号 長井市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方公務員法の改正により、職員の定年が60歳から65歳まで段階的に引き上げられることに伴い、所要の改正を行うため、提案されたものであります。

主な質疑について申し上げます。委員からは、

定年前再任用短時間勤務の希望については、年齢が65歳に達するまで、いつでも切り替えて申請することができるのか。60歳になった時点で決めることになるのかとの質疑がなされ、総務課長からは、60歳になった時点で役職定年の人は延長か、定年前再任用短時間勤務かを決めることになるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、来年度から令和15年3月までの制度完成までに退職予定の職員の人数について把握しているかとの質疑がなされ、総務課長からは、令和15年度の制度完成までに24人が退職する予定であるとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、役職定年で管理職から補佐職に降任し、給料も7割になる方やそのままの職で7割に給料が下がる方については、モチベーションが下がることが懸念されるが、どうかとの質疑がなされ、総務課長からは、定年引上げ制度の趣旨を理解していただき、今後の働き方に関するアンケート調査なども実施しながら、運用していきたい。現在は再任用制度も組織に浸透してきており、時間とともに定年制の延長も運用できるものと考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、特例任用で管理職を継続する場合は給料はそのままになるのかとの質疑がなされ、総務課長からは、同様の給料となるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第68号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について申し上げます。

本案は、地方公務員法の改正により、職員の定年が60歳から65歳まで段階的に引き上げられることから、所要の改正を行うため、提案されたものであります。

主な質疑について申し上げます。委員からは、

非管理職が定年延長して7割の給料になった場合と退職して定年前再任用短時間勤務をした場合で、給料表の号給によって定年前再任用短時間勤務のほうが高くなる現象は起きるのかとの質疑がなされ、総務課長からは、条例で定年前再任用短時間勤務の職員給料を定めているが、通常の定年延長したよりは低い金額となるとの答弁を受けたところです。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第70号 長井市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、国家公務員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置に係る人事院規則等の一部改正に伴い、関係条例の所要の改正を行うため、提案されたものであります。

主な質疑について申し上げます。委員からは、育児休業制度の概要説明で、常勤職員、非常勤職員とあるが、会計年度任用職員についてはどちらに該当するのかとの質疑がなされ、総務課長からは、非常勤職員に該当するとの答弁を受けたところです。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第71号 長井市市税条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、土曜日配達の休止やお届け日数の繰下げ等、郵便局の配達状況の変化により、市税の納税通知書の配達日数が延びたことに対応すべく、納税者の便宜を図るため、市税の納税通知書の交付日と納期限の間に、地方税法で規定する余裕期間を設けるため、提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○浅野敏明議長 委員長の報告が終わりました。  
ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第66号 指定管理者の指定についてから、日程第6、議案第71号 長井市市税条例等の一部を改正する条例の設定についてまでの6件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第1、議案第66号 指定管理者の指定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○浅野敏明議長 起立全員であります。

よって、議案第66号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、議案第67号 長井市職員の高齢者部分休業に関する条例の設定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○浅野敏明議長 起立全員であります。

よって、議案第67号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第69号 長井市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 異議なしと認めます。

よって、議案第69号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第68号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○浅野敏明議長 起立全員であります。

よって、議案第68号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第70号 長井市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 異議なしと認めます。

よって、議案第70号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第71号 長井市市税条例等の一部を改正する条例の設定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 異議なしと認めます。

よって、議案第71号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

## 厚生常任委員会審査報告

○浅野敏明議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

小関秀一厚生常任委員長。

(小関秀一厚生常任委員長登壇)

○小関秀一厚生常任委員長 おはようございます。

令和4年12月市議会定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案2件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会期日程に従い、去る12月5日に開催し、委員全員出席の下、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第72号 長井市児童センター及び学童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、長井市児童センターにおいて通園バスを運行するに当たり、所要の改正を行うために提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、運行方法はどのようになるのかとの質疑がなされ、子育て推進課長からは、外部委託を考慮しており、一案として、市直営の西根児童センターについてはハイヤー交通協議会もしくは個別のタクシー会社、その他の児童センターについては指定管理の中に組み込み、長井市社会福祉協議会に運行してもらうことを考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、使用料が児童1人につき月額2,000円の根拠は何かとの質疑がなされ、子育て推進課長からは、令和4年度の運行に当たり、保護者会との話合いで決定した額と同額としたとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、市が直営で行うことになったのはどういう経過かとの質疑がなされ、子育て推進課長からは、保護者会から今後も運行を担っていくことが負担であるとの意見が寄せられている。また、安全面からも市が運行したほうが良いと判断したためとの答弁を受けた